

〔生前給付保険〕

項 目	内 容
	<p>○生前給付保険は、被保険者が保険期間中に所定の病気にかかった場合や、保険期間を満了した場合等に保険金（給付金）を生前にお受取りいただける保険です。</p> <p>○生前給付保険のお申込みの際は「パンフレット」「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧下さい。</p> <p>○契約日から一定期間の解約返戻金額は、払込保険料合計額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。</p>
1. 商品の特徴	<p>（3 大疾病保険の場合）</p> <p>○被保険者が、がん（悪性新生物）と診断確定された場合または急性心筋梗塞、脳卒中を発病したと診断された場合、給付金をお受取りいただけます。</p> <p>○3 大疾病[がん（悪性新生物）、急性心筋梗塞、脳卒中]の有無にかかわらず、保険期間中に亡くなられた場合は死亡給付金、所定の高度障害状態になられた場合は高度障害給付金をお受取りいただけます。</p> <p>○他の給付金のお支払事由に該当せず保険期間を満了した場合は健康還付給付金をお受取りいただけます。</p>
2. 保険料払込方法	<p>一時払による申込みのみ取扱っております。</p>
3. 重要事項	<p>①預金保険の対象外です（「生命保険契約者保護機構」の補償対象となります）。</p> <p>②中途解約した場合、解約返戻金が払込保険料合計額を下回ることがあります。</p> <p>③生前給付保険のお申込みの有無が、お客さまと銀行とのその他の取引に影響を及ぼすことは一切ございません。</p> <p>④保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。</p>
4. 保険代理店	<p>お客さまとのご契約に関しては、静岡銀行を「幹事代理店」、静岡保険総合サービス㈱を「非幹事代理店」とし、両代理店が業務を分担して取り扱います。</p>
5. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 <連絡先>全国銀行協会相談室 TEL. 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
6. その他	<p>法令等の規制により、以下に該当しますとお申込みいただけない場合があります。</p> <p>①静岡銀行へのご融資のお申込みあるいはご相談中の場合</p> <p>②静岡銀行のご融資先関係者等の場合</p> <p>③特定の事業所にお勤めされている場合</p>